

第2回埼玉県災害対策本部会議 本部長訓示

令和7年1月28日に発生した八潮市中央一丁目の県道交差点中央付近の陥没事故から3週間が経過した。

県では2月11日に災害対策本部を設置し、災害救助法を1月29日に遡って適用するとともに、下水道管内に所在するキャビン地点まで土木的措施を進め、キャビンへのアクセスを得て救出をする新たなフェーズに入っている。

引き続き、下水道管のバイパスとなる工事及び掘削工事を一刻も早く完了させると同時に、現在消防等が検討している救助の方法が確立する場合には、そのための環境を可能な限り迅速に整備していただきたい。

また、万一の事態を避けるため、ご自宅からの避難をお願いしている方々については、陥没地点付近の地盤改良工事が完了したため、本日午前9時をもって避難の呼びかけを解除することとした。避難にご協力いただいた皆様には心から感謝を申し上げます。

他方、今後も、必要な工事が長期間に及ぶことから、工事現場周辺の住民の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけすることとなるが、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

職員においては、国や市町村、消防、警察、ライフライン事業者だけではなく、あらゆる関係機関との連携を密にし、様々な側面から地域を支えるようワンチームでの対応をお願いする。

重ねてにはなるが、本事故に伴い、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げますとともに被害の拡大防止やその影響の最小化に、県として全力を尽くしていく。

最後に、国土交通省、消防庁、自衛隊等の国や日本建設業連合会をはじめとする企業、団体の皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、県民の皆様には大変ご迷惑をお掛けするが、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上。